

警察における「犯罪被害者等基本計画」の進捗状況について

1 「基本計画」における警察の施策

H17.12.27

警察の施策数 61
(再掲分を含めると70)

直ちにに取り組む施策 47施策

1年以内に実施 3施策(～H18.12)

- ア 犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給範囲等の拡大
- イ 性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費の負担軽減
- ウ 捜査に関する適切な情報提供
(「被害者の手引」及び「被害者連絡制度」の改善)

2年以内に実施 11施策(～H19.12)

- ア 経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討
- イ どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りのための検討
- ウ 民間の団体に対する財政的援助の在り方の検討及びこれに附随する検討事項

「基本計画」閣議決定

2 施策の進捗状況

(1) 直ちにに取り組むこととされている施策の進捗状況

「犯罪被害者等基本計画への対応について」の発出

「基本計画」に盛り込まれた警察の施策を着実に推進するため、同計画の概要、施策推進上の留意事項等を示したもの



局長連名通達

各都道府県警察へ

(閣議決定当日 発出)

「平成18年度被害者対策推進計画」の策定・発出

本年3月10日、「被害者対策推進委員会」を開催し、上記計画を策定。

「被害者対策推進委員会」 警察庁に設置。被害者対策の推進状況を把握し、必要な調整等を行うことを任務。

(委員長 - 長官官房総括審議官)

上記計画は、「基本計画」に盛り込まれた警察の施策を始め、被害者対策全般について計画的な推進を定めたもの



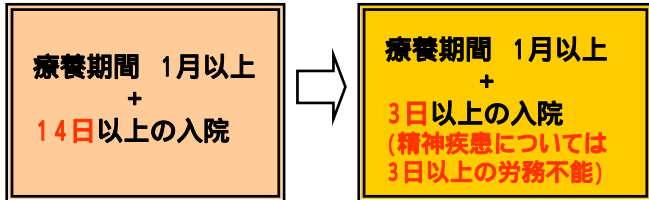
局長連名通達

各都道府県警察へ

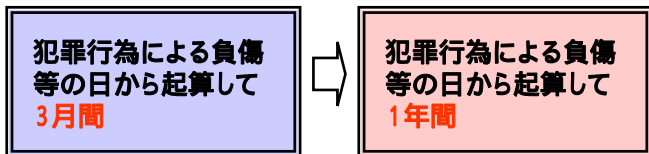
(H18.3.28 発出)

(2) 1年以内に実施することとされている3施策の進捗状況
ア 犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給範囲等の拡大

(ア) 政令改正 4月1日施行
重傷病の要件



重傷病給付金の支給対象期間



(イ) 規則改正 4月1日施行

不支給事由の変更

夫婦 直系血族 三親等内の親族 同居の親族	不支給	夫婦* 直系血族 兄弟姉妹	不支給
上記以外の親族	3分の1 減額支給	三親等内の親族 (兄弟姉妹を除く)	3分の2 減額支給
		上記以外の親族	3分の1 減額支給

* 全部を支給しない場合の特例の改正

犯給金を支給しないことが社会通念上適切でないと認められる特段の事情がある場合、3分の1支給。

夫婦間における親族間犯罪の場合で、DV法に基づく保護命令が発出されているなど、犯罪に係る事情を勘案して特に必要と認められるときは3分の2支給。

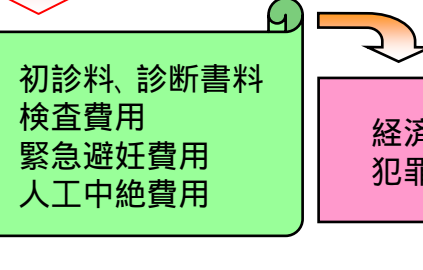
改正に伴う平成18年度予算の増額 ~ 1億7千万円(国費)

イ 性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費の負担軽減

性犯罪被害者

妊娠・性感染症への不安
検査をしたいが費用がかかる

新規予算措置



経済的負担の軽減
犯罪の潜在化の防止

平成18年度の予算額 ~ 1億1,200万円(補助金)

ウ 捜査に関する適切な情報提供

(「被害者の手引」及び「被害者連絡制度」の改善)

「被害者の手引」の配付及び「被害者連絡」の確実な実施
方策 **警察庁において、関係規程を改正(H18.12)**
(資料1)

(3) 2年以内に実施することとされている11施策の進捗状況
本年4月、「犯罪被害者等施策推進会議」の下に設置された次の3つの検討会で検討が進められている。

- 経済的支援に関する検討会
- 支援のための連携に関する検討会
- 民間団体への援助に関する検討会

(4) その他の施策の推進状況

民間被害者支援団体等に対する財政的支援

ア 増額した施策

犯罪被害者相談員の委嘱・研修(補助金)
5,500万円(H17年度)

9,300万円(H18年度)

犯罪被害者等早期援助団体の直接支援員に対する
委嘱・研修(補助金)

1,300万円(H17年度)

2,000万円(H18年度)

イ 新規予算措置した施策

民間被害者支援団体等に対する活動支援

800万円(国費)

広報啓発活動業務の委託

5,500万円(補助金)

関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化
及び情報提供の充実

(制度に関する案内書、申込書等の常備、提供等)

国土交通省所掌の「犯罪被害者等の公営住宅
への入居」に関する案内書、申込書等
法務省所掌の「日本司法支援センター」、最高
裁判所所掌の「犯罪被害者保護」に関するリーフ
レット等

警察本部及
び警察署に
おいて常備、
提供等する
ことについて
指示

通達
を
発出

「被害者の手引」の内容の充実
(関係機関による被害者支援策の紹介)

(資料2、3)

その他

身体犯被害者の刑事手続における負担軽減

身体犯罪被害者

刑事手続に必要なとなる次の費用

新規予算措置

初診料
診断書料
死体検案書料

精神的、経済的負担の軽減

平成18年度の予算額 ~ **4,300万円(補助金)**

連絡内容の概要 (被害者連絡実施要領改正後)



捜

査

被疑者の検挙

勾留期間満了

対象事件

身体犯
殺人罪、傷害致死罪、傷害(全治1か月以上) 性犯罪 など10種類

交通事故・事件
・ひき逃げ事件
・交通死亡事故

拡大

身体犯
集団強姦罪、人身売買罪、逮捕及び監禁罪、など8罪種を追加

交通事故・事件
重傷事故(全治3か月以上)及び危険運転致死傷罪に該当する事件を追加

刑事手続 被害者のための制度の連絡

「被害者の手引」を配付

捜査状況の連絡(連絡の時期)

身体犯

届出受理後、おおむね2か月を経過した時点。
以後、状況に応じて。

交通事故・事件

ひき逃げ事件
認知後、おおむね2週間を経過した時点。以後、状況に応じて。
交通死亡事故
認知後、おおむね1か月を経過した時点で未送致の場合。
以後、状況に応じて。

定期的な連絡

被害者死亡事件

届出受理後、おおむね2か月、6か月、1年を経過した時点。
以後、少なくとも1年に1度。

その他の身体犯

届出受理後、おおむね2か月を経過した時点。
以後、状況に応じて。

定期的な連絡

死亡ひき逃げ事件
認知後、おおむね2週間、2か月、6か月、1年を経過した時点。以後、少なくとも1年に1度。
ひき逃げ事件
認知後、おおむね2か週間を経過した時点。以後、状況に応じて。
交通死亡事故、重傷事故(全治3か月以上)及び危険運転致死傷罪に該当する事件
認知後、おおむね1か月を経過した時点で未送致の場合。
以後、状況に応じて。

被疑者の検挙状況の連絡

逮捕被疑者の処分状況の連絡

印及び赤字は新たに規定したもの

警察署長が実施状況を把握

旧

新

被害者の手引の改訂の概要(身体犯用)

(赤字は新たに記載したものの)

1 刑事手続の概要

- ・捜査、起訴、公判
- ・少年事件の手続



2 捜査への協力依頼

- ・事情聴取、証拠品の提出
- ・実況見分等への立会い
- ・裁判での証言



3 被害者等に対する支援要員制度

- ・指定被害者支援要員制度
- ・検察庁被害者支援員制度



4 刑事手続、捜査状況の情報等に関する制度等

- ・被害者連絡制度
- ・被害者等通知制度
- ・心神喪失等の状態の者から被害を受けた方の審判の傍聴及び結果通知
- ・検察審査会への審査申立て



5 裁判で利用できる制度

- ・別室からビデオモニターを通じての証言
- ・民事の損害賠償請求における事件記録の閲覧等
- ・優先的な公判手続の傍聴等



6 安全の確保に関する制度

- ・再被害の防止・保護対策
- ・DV、児童虐待等の被害者の保護
- ・プライバシー侵害等に対する人権救済制度



7 経済的支援等

- ・犯罪被害給付制度
- ・民事上の損害賠償請求制度
- ・税制、福祉制度
- ・被害者等の負担の軽減
- ・公営住宅への優先入居
- ・個別労働紛争解決制度



8 警察、検察庁の相談窓口

- ・警察総合相談室
- ・被害者支援窓口
- ・暴力団犯罪等に関する相談窓口
- ・被害者ホットライン



9 被害者を支援する機関・団体

- ・暴力追放運動推進センター
- ・犯罪被害者等早期援助団体等
- ・被害者支援連絡協議会等
- ・配偶者暴力相談支援センター
- ・日本司法支援センター(法テラス)
- ・弁護士会
- ・財団法人犯罪被害救援基金



「被害者の手引」の改訂の概要(交通事故・事件用)

(赤字は新たに記載したものの)

1 交通事故被害者等に警察からの支援などはあるのですか

- ・ **指定被害者支援要員制度**
- ・ 被害者連絡制度
- ・ 警察総合相談電話
- ・ 交通事故に関する警察の相談窓口



2 交通事故の加害者はどのように処罰されるのですか

- ・ 刑事手続きの流れ～捜査、事件送致、起訴、公判
- ・ 捜査への協力依頼～事情聴取、証拠品の提出
実況見分等への立会い、裁判での証言
- ・ **裁判で被害者が利用できる制度**
 - ・ **別室からビデオモニターを通じての証言**
 - ・ **民事の損害賠償請求における事件記録の閲覧等**
 - ・ **優先的な公判手続の傍聴等**
- ・ **検察審査会への審査申立て**



3 自動車保険などについて教えてください

- ・ 自賠責保険(共済)と任意保険(共済)
(自賠責保険(共済)請求 提出書類一覧表)
- ・ 自動車損害賠償保障事業
- ・ その他の賠償請求



4 援助や救済制度はあるのですか

- ・ 福祉制度
- ・ **公営住宅への優先入居**
- ・ **税法上の救済制度**



5 警察以外の相談窓口はあるのですか

- ・ **交通事故相談所(県及び市など)**
- ・ (財)交通事故紛争処理センター
- ・ (財)日弁連交通事故相談センター
- ・ 損害保険会社の交通事故相談所



6 被害者を支援する機関・団体はあるのですか

- ・ **被害者支援センター**
- ・ **被害者支援連絡協議会**
- ・ 独立行政法人自動車事故対策機構
- ・ (財)交通遺児育成基金
- ・ (財)交通遺児育英会
- ・ **(財)自動車事故被害者援護財団**
- ・ **(財)ハイウェイ交流センター**
- ・ **日本司法支援センター(愛称 法テラス)**